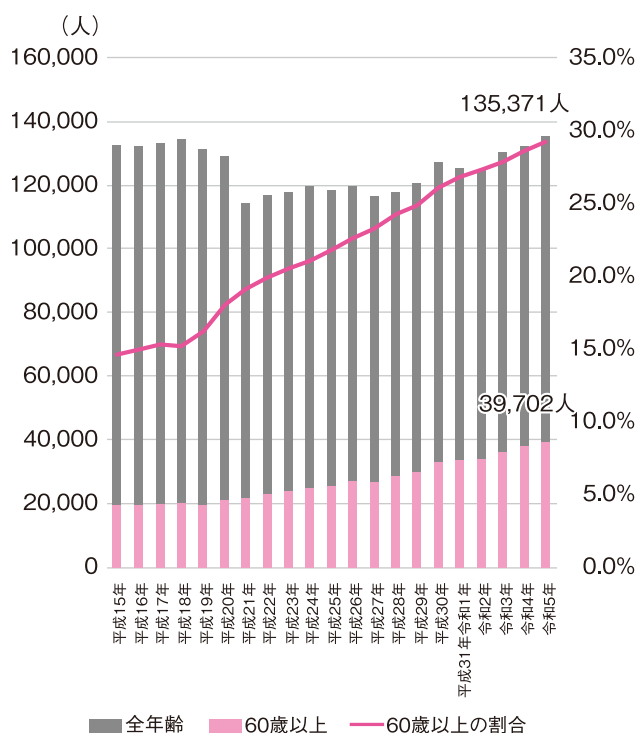


図表1

労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合



出典：厚生労働省「令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001099505.pdf>

1、高齢労働者の労働災害の現状



高齢者の労働災害事故

人と全体の18・7%に達していま



労働者の中に高齢者が増えることで、高齢者の労働災害事故も増加傾向にあります。

労働力調査（総務省、令和5年）

によれば、日本国内の雇用者数の総数は約6076万人ですが、そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万

人です。そのうち60歳以上の雇用者は約1138万



ので、高齢労働者のほうが1・5倍労働災害の被害に遭いやすいといえるかもしれません。

発生した60歳以上の労働者の労働災害を種類別にみると（図表2）、「転倒」が40・9%と最も多く、次いで「墜落・転落」が16・7%、「動作の反動・無理な動作」が11・2%となっています。これは、加齢により、一般的に身

労働災害による死傷者数は、総数が13万5371人ですが、そのうち3万9702人が60歳以上の高齢者であり、全体の29・3%に達します（図表1参照）。厚生労働省労働者死傷病報告からの統計、令和5年）。

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

労働の被害を受けた高齢者の割合は、全労働者に占める高齢者の割合の約1・5倍となっています

体機能が衰え、転倒などをしやすくなっていることが原因であると思われる。

2、労働安全衛生法の改正

厚生労働省は、こうした状況を踏まえ、従来「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月）を公表しています。（※1）

このガイドラインでは、事業者に求められる取組として、労働安全衛生法などの法令上の義務に加え、

①安全衛生管理体制の確立等（安全衛生方針の表明、リスクアセスメントの実施など）

②職場環境の改善（段差の解消等の身体機能の低下を補う設備・装置の導入、ゆとりのある作業スピード等の作業管理など）

③高齢労働者の健康や体力の状況の把握（健康や体力の状況の客観的把握）

④高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（健康や体力の状況に応じた業務のマッチング、身体機能の維持向上への取り組み）

⑤安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑥安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑦安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑧安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑨安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑩安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑪安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑫安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑬安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑭安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

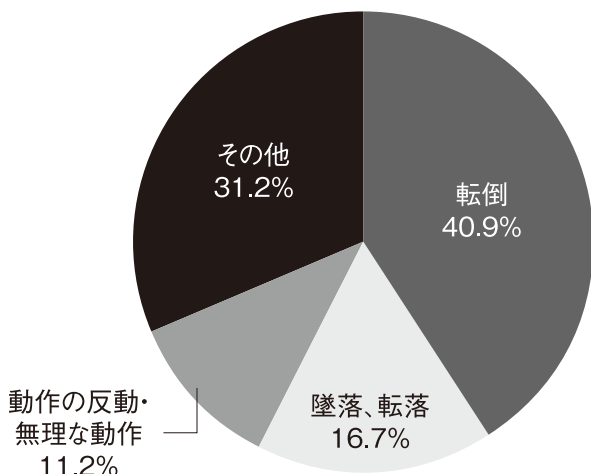
⑮安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑯安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑰安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

⑱安全衛生教育（映像等の文字以外の情報を活用した教育の実施など）

図表2 60歳以上労働者の労働災害「事故の型別」



出典：厚生労働省「令和5年 労働災害統計オープンデータ(確定値)」より作成

を挙げています。

そして先日、労働安全衛生法が改正され、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされました（法第62条の2第1項）。また、厚生労働大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとされました（同第2項）。

実質的には、これまでのガイドラインを労働安全衛生法に取り込むものと言えるでしょう。

3、使用者の民事責任、安全配慮義務

労災事故が起きた場合、使用者は、被害者に対する損害賠償など、民事上の責任を負います。労災事故に対する損害賠償は、労災保険に加入していればその給付をもって、賠償に充てることができる。しかし、労災保険は、使用者が賠償義務を負う損害の全額をカバーするものではありません。

そのため、労災事故が起きた場合に、使用者がどの範囲で賠償責任を負うことになるかが、重要な争点となります。特に、当該事故の発生に対し、使用者がどれだけ事故発生防止に努めていたかは重要な要素となります。この点は、法的には「安全配慮義務」について、使用者がどれだけ違反していたかという形で

争点化します。「安全配慮義務」は、「労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」義務であるとされます（労働契約法第5条）。このように労災事故では、使用者が「安全配慮義務」をどれだけ尽くしていたかが問われますが、その場合、画一的な配慮では足りず、労働者の個人の特性に応じて配慮すべきものとされます。

4、高齢労働者に対する安全配慮義務

「安全配慮義務」がこのようなものであることから、高齢労働者については、高齢であることを十分に配慮していたかどうかが問われます。先に述べた改正労働安全衛生法の努力義務は、あくまで行政法上の義務であり、労働者に対して負うものではありません。しかし、「安全配慮義務」について、高齢であることを十分に配慮していたかを問う場合には、この努力義務をどこまで果たしていたかが一つの要素となるでしょう。具体的には、これまでのガイドラインや今後制定される指針に挙げられた要

素について、当該事故においてどうであったかが考慮されることになるでしょう。

5、おしまいに

今回の労働安全衛生法の改正は、必ずしも使用者の責任を重くするものではありません。しかし、高齢労働者が増え、その事故も増えている現状からすれば、各職場において、ガイドラインや指針（※2）を念頭に入れ、高齢者が安全に働ける環境を整えることは避けることができないと言えるでしょう。

（大嶽達哉法律事務所所長、愛知県雇用労働相談センター相談員）

イラスト・源 安孝



※2 厚生労働省HP「高齢労働者の安全衛生対策について」



※1 厚生労働省HP「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月）